

開発事業公聴会公述申出書

令和 6 年 年 8 月 15 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....鎌倉市由比ガ浜 3-6-19

申出者 氏名.....兵 藤 沙 羅.....印

電話.....0467 (22) 2434.....

鎌倉市まちづくり条例施行規則第 46 条第 2 項の規定により、開発事業公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

事業区域の地名地番	鎌倉市 鎌倉市由比ガ浜 4 丁目 4 外 2 筆
事業者氏名	大和地所レジデンス株式会社／エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

○意見陳述の内容

埋蔵文化財包蔵地の開発について

鎌倉市の開発計画において、埋蔵文化財の保護は極めて重要な課題です。特に今回の計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しており、適切な文化財調査が不可欠です。

前回のまちづくり審議会においても、永野征男委員から、文化財課の出席と埋蔵文化財調査のタイミングの重要性が指摘されましたが、これが回答さえされていないことに強い懸念を抱いています。

永野委員は、平成 27 年 11 月 30 日のまちづくり審議会で、「周知の埋蔵文化財包蔵地において、歴史的に重要な文化財が出てくるのが分かっている場所で、所管課の意見が曖昧であることは問題である」と指摘しています。また、「文化財調査が開発許可の後で行われることは意味を持たない。鎌倉市らしさを守るためには、文化財調査はもっと前に行われるべきだ」との意見を述べられています。これらの指摘は、鎌倉市のまちづくりにおいて非常に重要なものであり、無視されるべきではありません。

これについて鎌倉考古学研究所の馬淵和雄氏もこう語っています。

文化財保護法の立て付けがそうになっているからそれに従っているにしても、他の市町村とは異なり市街地全体が遺跡である鎌倉市は、鎌倉市独自の条例により、例えば埋蔵文化財調査を開発許可の前に実施することを義務付けることを検討してもいいのではないか。これにより、重要な遺跡の保護が確実に行われ、計画の進行に際して適切な対応が取られることとなります。このことをありえないやり方だと頭から否定するのではなく、ぜひとも真剣に考えてもらいたい。

由比ヶ浜は、過去の世界遺産登録申請時にバッファゾーンとして指定されており、また歴まち法においては、重点区域に指定されています。行政が短期的な経済利益を優先し、遺跡の保護を軽視した結果、世界遺産登録を再挑戦する際に「地域の長期的な保護と保存に対する意識が欠如している」と評価される可能性があります。これにより、鎌倉市はユネスコの基準を満たさないと判断され、世界遺産登録が不可能になるか、極めて困難になる恐れがあります。これは、地域全体にとって深刻な損失です。

****具体的な提案****

1. **文化財課の審議会への出席の義務化:**

文化財課が審議会に出席し、埋蔵文化財に関する専門的な見解を提供することを義務付けます。これにより、開発計画が文化財保護の観点からも適切に審議されるようになります。

2. **埋蔵文化財調査の早期実施:**

埋蔵文化財調査を開発許可の前に実施することを義務付けることにより、重要な遺跡の保護が確実に行われ、計画の進行に際して適切な対応が取られることとなります。

3. **透明性の確保:**

埋蔵文化財調査については、形式的ではない質の高い調査が実地されていることを確保するために、定期的に情報公開することが不可欠です。地縁自治会（由比ヶ浜西自治会）の住民協定でも重要視しています。

鎌倉で長年考古学の研究に携わってきた馬淵和雄氏は、平成 26 年に神奈川県考古学財団が開催した由比ヶ浜の遺跡についてのシンポジウムで登壇された方です。

『歴史考古学大辞典』（吉川弘文館）の「由比ヶ浜南遺跡」の項目で、つぎのように書いています。「(同遺跡は) 中世人の穢れ観や死生観、空間認識を知る上で稀有な遺跡」である。

馬淵氏に話を聞いたところ、「この遺跡について『稀有な遺跡』と書いたことには微塵も誇張がない」としたうえで、「土地所有者がどう変わろうが、地下の遺跡ははるか昔からそこに眠っている。遺跡は誰のものでもない。言い換えればみんなのものだ。よく言われる「国民共有の財産」という意味はここにある。土地の表面をどう使うかはその時代の所有者に権利があるにしても、皆のものを勝手に壊す権利までは持っていない。だからこそ丁寧に丁寧に発掘調査し、それがどういうものであったかを広く知らせ、時には保存処置を講じる必要がある。「皆のもの」なので、この問題については市民の意見を広く聞く義務がある」と語られました。

このように、長期に渡り鎌倉市のまちづくりに大きく貢献されている、永野委員や馬淵氏の貴重なご意見に鎌倉市民として深く共感、賛同し、以上の提案が市長の助言に反映され、事業者が提出する方針書において具体的かつ明確に対応が示されることを強く求めます。

もし、方針書がこれらの助言に適切に応えていない場合、鎌倉市はその方針書を受理せず、市民から納得を得られる方針書が再提出されるまで、市としての責務とし全うしていただけますよう鎌倉を愛する多くの市民の気持ちを代弁して、ここに申し述べます。

(注)

- 1 大規模開発事業に関係のない意見は、述べるできません。
- 2 郵送により提出する場合は、申出期間内に必着とします。
- 3 公述申出者については、公述人となる方を選定する場合があります。